

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人渡部信男の上告趣意について。

憲法第三六条にいわゆる「残虐な刑罰」とは、不必要的精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、事実審の裁判所が、普通の刑を、法律において許された範囲内で、量定した場合には、たとえ、それが被告人の側から見て過重な刑であるとしても、これを以つて直ちに「残虐な刑罰」を科したものということができないことは、当裁判所の判例とするところである（昭和二二年（れ）第三二三号、同二三年六月三〇日大法廷判決、最高裁判所刑事判例集二巻七号七七七頁参照）。したがつて、所論は採用することができない。

よつて、刑訴法第四〇八条に則り、主文のように判決する。

右は裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二五年一一月二四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎